

谷口 勢津夫

大阪大学大学院高等司法研究科 教授

#### 少子高齢化社会における所得控除のあり方に関する研究

「少子高齢化社会における所得控除のあり方に関する研究」は、大きく分けて、① わが国の所得税制における所得控除の沿革、② 所得控除の法的（特に憲法的）正当化、③ ドイツ所得税法における生存最低限（Existenzminimum、最低限度の生活）の意義と憲法的根拠、④ 我が国における最近の急激な少子高齢化社会の進展と所得控除の改革、の4点を中心に行った。特に②と④については、本研究の成果として、独自の見解を提示することができたと考えるところである。

すなわち、②については、③の研究で注目した、自由権に方向づけられたドイツ租税憲法論を日本流に展開し、憲法13条から、納税義務者の最低生活費は個人の自由な生活の自立的な形成及び発展の経済的な基礎であり課税によって侵害してはならないという憲法上の要請を導き出した。また、④については、政府税制調査会が2002年6月に提案した3つの可能性のうち第2の可能性を支持し、これに租税憲法論的・税法理論的な基礎を示した。